

「第五次茨城県LPガス料金負担軽減支援事業」について

LPガス販売事業者の皆さまへ

- 茨城県では、引き続き物価高騰に伴う県内一般消費者等の負担軽減のためLPガス販売事業者の皆さまのご協力を頂いて、LPガス料金の値引きを行い、一般消費者等を支援する事業を実施することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

	対象者	対象期間	値引き	LPガス販売事業者への経費支援
今回 事業	県内一般消費者等 (液石法第2条第2項で 規定される者)	令和8年8月～ 10月使用分 のいずれか	各消費者等 1回700円	100円×消費者等数 (下限額1万円、上限額10万円)

- 本事業は、LPガス販売事業者の皆さまに対象消費者等あたり700円（各消費者等1回のみ）の値引きを実施して頂き、値引きした数に応じて、値引き原資及び事務経費（下限1万円、上限10万円）を県から事業者の皆さまに交付するものです。（詳細は裏面参照）

（値引きの実施例） 税抜き5,000円の場合

5,000円（元値）－700円（値引き）＝4,300円

消費税 430円

消費者等への請求額 4,730円

税込5,500円の場合

5,000円（元値）＋500円（消費税）

－770円（値引き）

消費者等への請求額 4,730円

→県からLPガス販売事業者へ700円を交付

※ 消費者等に値引き額の明示（検針票への記載や値引き額を記載した別紙の配布）が必要です。

- 申請手続等については、県のホームページに公表している「募集要領」及び「Q&A」をご確認のうえ、申請してください。

なお、申請していただきやすくなるよう、引き続き一部手続きを簡略しています。

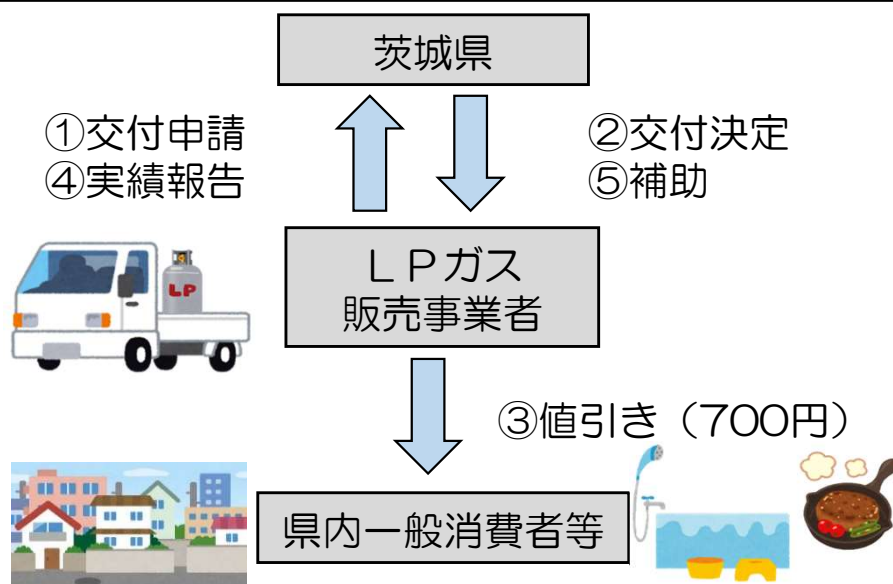
- 事業者の皆さまにおかれましては、地域のエネルギーとして重要なLPガス料金の負担を直接的に軽減するという本事業の趣旨を御理解いただき、引き続き御協力賜りますよう、お願い申し上げます。



県産業保安室
QRコード



支援の仕組み



事業概要

項 目	内 容
支援対象	L P ガス販売事業者を通じて、県内一般消費者等を支援
支援内容	
①値引き原資の支援	700円×消費者等（各1回のみ）
②実施のための経費支援	100円×消費者等数（下限1万円、上限10万円）
対象期間	（予定）令和8年8月、9月又は10月使用分の <u>いずれかで</u> 、対象消費者等あたり700円の値引を実施 （実施例）・8月＝8/7～9/7使用、9/7検針 ・9月＝9/7～10/7使用、10/7検針 ・10月＝10/7～11/7使用、11/7検針 ※検針日は事業者により異なります
受付（エントリー）	令和8年8月20日（木）～令和8年10月31日（土）
提出方法	電子メールまたは郵送、持参による
提出先	茨城県LPガス料金負担軽減支援事務局（下記「書類提出先」参照）
実績報告	事業完了（値引き実施）後、30日以内に提出
支援金の支払い	実績報告審査完了後、速やかに支払い予定
値引きの明示	検針票や別紙などに値引き額を明示 （記載例）「茨城県の支援で700円が値引きされています」

<本事業へ参加いただいた事業者につきましては、県のホームページに掲載します>

申請手続等について

申請手続等にあたっては、県ホームページに公表している「募集要領」及び「Q&A」をご確認のうえ、申請してください。

※ 県ホームページ「産業保安室からのお知らせ」に掲載

URL <https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/shobo/sangyo/info/sangyohoan/sangyohoan.html>

提出方法イメージ

1 電子メールによる提出



2 郵送による提出



3 持参による提出



【書類提出先】（平日9時から17時まで）
茨城県LPガス料金負担軽減支援事務局（LP支援事務局）
〒260-0031
千葉県千葉市中央区新千葉2-12-1第11東ビル3階
電話：050-1751-3077
メール：ibarakilp-shien@his-world.com